

判決プロジェクト研究会 第3回 議事要旨

1. 日 時 平成28年9月5日（月）午後1時30分～5時00分
2. 場 所 法務省司法法制部会議室
3. 出席者 佐瀬教授，杉山准教授，高田教授，竹下准教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，金子審議官，三田局付，山中局付

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明等がされた。

引き続き，自由討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【草案5条1 f について】

- 「被告が管轄の抗弁を提出すべき最初の機会」を基準としているが，管轄の抗弁が提出可能な時期は各国法制により異なると思われるから，判決国の法に基づき提出すべき時を基準とすべきものとするなどの工夫の余地はないか。

【草案5条1 i について】

- 草案5条1 i は，適用される事件類型が相当程度限定されているが（客観的併合請求に関する直接管轄を定めた民訴法3条の6，ブリュッセルI a 規則8条4項参照），その合理性はどのように説明されるのか。また，草案5条1 i に，「併合提起された訴えが同一の被告に対するものであること」との要件を加えることは考えることができな
いか（ブリュッセルI a 規則8条4項参照）。
- 草案5条に主観的併合に関する規定を設けるべきかについては，一つのアイデアとしては，合一確定を要する共同不法行為に関する間接管轄原因を定めることが考えられるのではないか。他方で，主観的併合に関する規定の要否については，草案に我が国の民訴法3条の9の「特別の事情」による却下のような一般条項を設けない場合には，複数の被告が世界各国に散在する事例等において，間接管轄を認めることが妥当でない場合も生じ得ることを考慮した上で検討する必要があるのではないか。

【草案6条b及びcについて】

- 草案6条cは，6か月以上の期間の不動産賃借権について，「不動産が判決国に所在

しておらず、かつ、不動産所在地である締約国が国内法に基づき専属管轄を有する場合」に承認・執行の拒絶義務を定めるものである。草案6条のような規定を設けるのであれば、不動産の物的権利について、「不動産が判決国に所在する場合に限り」承認・執行を認める草案6条bにも同様の要件を置くことは考えられないか。草案6条bが物権的請求に係るものであり、草案6条cが債権的請求に係るものであるとすれば、判決の対象となる不動産が同一の場合であっても、その基礎となる請求が物権的請求か債権的請求かで承認・執行の要件が異なり得ることとなる。このような草案6条b及びcの規定の区別があるとすれば、それはどのように説明されるのか。

【草案10条について】

- 草案10条を適用する前提として、条約が規定する判決の承認要件を裁判上の和解の執行の要件としても適用するのか、特に、草案5条の判決の間接管轄の要件を満たしていることが必要なのかについて、今後、検討する必要があるのではないか。

以上